

令和4年

第5回農業委員会総会議事録

令和4年5月9日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事 (議案第1号から第3号)
日程第4 報告 (報告第1号から第4号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 2 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	1 2 番	松山 宗則
1 3 番	明石 茂	1 4 番	未永 久義
1 5 番	林 康弘	1 6 番	高橋 吉博
1 7 番	前田 進	1 8 番	竹内 正治
2 0 番	高口 宗範	2 1 番	稲垣 潔
2 2 番	山崎 善夫	2 3 番	堀 正
2 4 番	有沢 敏博	2 5 番	小川 博行

欠 席 委 員 (3 人)

1 0 番	進藤 久司	1 1 番	栗山 信治
1 9 番	永森 薫		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	北野 友之	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「13番 明石委員」「14番 末永委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 事

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第1号の説明・表決)

議長(堀会長)

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(北野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありません
か。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可

決されました。

(議案第2号説明・表決)

議長(堀会長)

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(北野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の1番及び2番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の1番について説明します。

申請人は、昨年5月に申請地南西側にクリニックを開業いたしました。

現在、診療所駐車場は診療所敷地内に13台、診療所の北東側土地に12台分あります。しかし、開業以降、来院患者は増える一方で、駐車場は常時足りない状態が続いています。また、来院患者の増加に伴い、スタッフも増員されています。

そのため、診療所敷地内での通行も混雑することが多く、冬場雪の多い時期などは駐車場の除雪が追い付かず隣接する道路に駐車せざるを得ないことも度々あったとのこと。これらのことから既存の北東側駐車場を18台分増やし可能な限り駐車を一か所にまとめ、危険を回避したいとのこと。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第2号の2番について説明します。

申請人は、昭和 年 月 日に設立し、主に倉庫業、貨物運送業、通関業等を営んでおります。

現在、既存地は倉庫2棟、従業員用28台、来客用2台、大型トラック13台、4トントラック3台、ホイールローダー1台分の駐車場、その他荷捌きスペースとして使用されています。しかし、車両の駐車台数が多いため、荷捌きや入出庫車両の流れが滞り業務に支障をきたしております。

そのため、車両をすべて申請地に移動させ、既存地は荷捌きと入出庫車両の出入りに限定したいとのこと。また、昨今のコロナ禍で業務量が増大しており、今後も従業員の増員2名、トラックの増車3台が見込めるとのことから、既存地に近接した場所で6,000㎡ほどの面積の候補地を検討したと

ころ、今回の申請地で同意が得られたため申請するものです。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の
同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありません
か。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あて
に送付することに可決されました。

（議案第3号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りし
ます。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

報 告

議長(堀会長)

次に日程第4 報告です。

(報告第1号の説明)

議長(堀会長)

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(北野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

(報告第 2 号の説明)

議長 (堀会長)

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 (北野)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

(報告第 3 号の説明)

議長 (堀会長)

報告第 3 号農地法第 4 条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 (北野)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声起きる)

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 4 号の説明)

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和4年第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時35分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について
6月6日(月)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

議 長

署名委員

署名委員